

平成25年11月13日

渡嘉敷村「環境協力税」の変更

平成25年9月10日に沖縄県渡嘉敷村から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 環境協力税の変更理由

沖縄県渡嘉敷村においては、環境美化、環境の保全、観光施設の維持整備の費用に充てるため、平成21年度に「渡嘉敷村環境協力税条例」を制定し、平成23年4月から村営定期船及び旅客船により渡嘉敷村へ入域する者に対して課税を実施しているところである。

平成23年9月より、村営定期船の欠航時や運航時間変更の際に、その補完的移動手段としてヘリコプターをチャーターできるようになり、船舶欠航時のネックであった村民及び観光客等が足止めされるといった状況が解消されつつある。

平成21年度の条例制定時には、ヘリコプターの運航は行われていなかったため、同条例にはヘリコプターによる入域に関する規定は設けられていなかったが、村営定期船等入域者との税負担の公平性の観点から、ヘリコプターによる入域者に対しても課税を行えるように変更するものである。

2. 環境協力税の概要

課税団体	沖縄県渡嘉敷村
税目名	環境協力税（法定外目的税）
課税客体	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村に入域する行為
税収の用途	環境美化、環境の保全、観光施設の維持整備の費用
課税標準	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村に入域する回数
納税義務者	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村に入域する者
税率	1回の入域につき100円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）10百万円
非課税事項	・ 地方税法第292条第1項第9号の適用を受ける障害者 ・ 中学生以下の者
徴税費用見込額	（年間）0.3百万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり。

※下線部が変更箇所を示す。

担当：自治税務局企画課
今道（23514）、高橋（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659